

競合品目・競合企業リスト

令和7年9月5日

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

品目	ブリィビアクト錠 25mg/50mg		
専門組織 年月日	2025年9月26日	申請者	ユーシービージャパン株式会社

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	フィコンパ錠 / ペランパネル水和物	エーザイ株式会社
競合品目2	ラミクタール錠 / ラモトリギン	グラクソ・スミスクライン株式会社
競合品目3	トピナ錠 / トピラマート	協和キリン株式会社

競合品目を選定した理由	
競合品目1 :	本品目（ブリィビアクト錠）は抗てんかん薬の経口製剤（錠剤）であり、「てんかん患者の部分発作（二次性全般化発作を含む）」に対して用いられる。競合品目として、本品目と同様にてんかん患者の部分発作に適応を有する薬剤の中から、第9回NDBデータに基づき自社品を除く売上高*が高い順に、フィコンパ錠、ラミクタール錠、トピナ錠の3品目を選定した。（*先発品の売上高であり、後発品を含めていない。）
競合品目2 :	上記参照
競合品目3 :	上記参照

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上